

堺市消防同意・消防用設備等審査基準



堺市消防局

第十八版（令和6年4月1日改正）

目次

第1章 総則

第2章 消防同意審査基準

第1節 総論

- 第1 審査上の留意事項
- 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い
- 第3 消防用設備等の設置単位
- 第4 床面積、階及び高さの取扱い
- 第5 無窓階の取扱い
- 第6 政令第8条に規定する区画等の取扱い
- 第7 収容人員の算定
- 第8 建築物構造
- 第9 防火区画
- 第10 内装制限・防火材料
- 第11 防災防火対象物、防災物品
- 第12 防災製品

第2節 用途・形態別指導指針

- 第1 アーケードに係る指導指針
- 第2 社会福祉施設及び病院等に係る指導指針
- 第3 高層建築物に係る指導指針
- 第4 物品販売店舗等に係る指導指針
- 第5 カラオケ施設に係る指導指針

第3章 消防用設備等の技術上の審査基準

第1節 通常用いられる消防用設備等

- 第1 消火器具
- 第2 屋内消火栓設備
- 第3 非常電源
- 第4 スプリンクラー設備

- 第5 水噴霧消火設備
- 第6 泡消火設備
- 第7 不活性ガス消火設備
- 第8 ハロゲン化物消火設備
- 第9 粉末消火設備
- 第10 屋外消火栓設備
- 第11 動力消防ポンプ設備
- 第12 自動火災報知設備
- 第13 ガス漏れ火災警報設備
- 第14 漏電火災警報器
- 第15 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第16 非常警報設備
- 第17 避難器具
- 第18 誘導灯及び誘導標識
- 第19 消防用水
- 第20 排煙設備
- 第21 連結散水設備
- 第22 連結送水管
- 第23 非常コンセント設備
- 第24 無線通信補助設備
- 第25 フード等簡易自動消火装置
- 第26 総合操作盤

第2節 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

- 第1 特定共同住宅等に係る審査基準
- 第2 パッケージ型消火設備
- 第3 パッケージ型自動消火設備
- 第4 特定駐車場泡消火設備

第4章 消防用設備等検査実施要領

第1節 総論

第2節 各論

第1 消火器

- 第 2 屋内消火栓設備
- 第 3 非常電源
- 第 4 スプリンクラー設備
- 第 5 水噴霧消火設備
- 第 6 泡消火設備
- 第 7 不活性ガス消火設備
- 第 8 ハロゲン化物消火設備
- 第 9 粉末消火設備
- 第 10 屋外消火栓設備
- 第 11 動力消防ポンプ設備
- 第 12 自動火災報知設備
- 第 13 ガス漏れ火災警報設備
- 第 14 漏電火災警報器
- 第 15 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第 16 非常警報設備
- 第 17 避難器具
- 第 18 誘導灯及び誘導標識
- 第 19 消防用水
- 第 20 排煙設備
- 第 21 連結散水設備
- 第 22 連結送水管
- 第 23 非常コンセント設備
- 第 24 無線通信補助設備
- 第 25 パッケージ型消火設備
- 第 26 パッケージ型自動消火設備
- 第 27 共同住宅用自動火災報知設備
- 第 28 住戸用自動火災報知設備
- 第 29 共同住宅用非常警報設備

第5章 火災予防条例審査基準

堺市火災予防条例

第1章 総則（第1条）

第1条（趣旨）

第2章 火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準等（第29条—第39条）

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第2条—第26条）

第2条（炉）

第3条（ふろがま）

第4条（温風暖房機）

第5条（厨房設備）

第6条（ボイラー）

第7条（ストーブ）

第8条（壁付暖炉）

第9条（乾燥設備）

第10条（サウナ設備）

第11条（簡易湯沸設備）

第12条（給湯湯沸設備）

第13条（燃料電池発電設備）

第14条（掘ごたつ及びいろり）

第15条（ヒートポンプ冷暖房機）

第16条（火花を生ずる設備）

第17条（放電加工機）

第18条（変電設備）

第18条の2（急速充電設備）

第19条（内燃機関を原動力とする発電設備）

第20条（蓄電池設備）

第21条（ネオン管灯設備）

第22条（舞台装置等の電気設備）

第23条（避雷設備）

第24条（水素ガスを充填する気球）

第 25 条 (火を使用する設備に附属する煙突)

第 26 条 (基準の特例)

第 2 節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取
扱いの基準 (第 27 条—第 32 条)

第 27 条 (液体燃料を使用する器具)

第 28 条 (固体燃料を使用する器具)

第 29 条 (気体燃料を使用する器具)

第 30 条 (電気を熱源とする器具)

第 31 条 (使用に際し火災の発生の恐れのある器具)

第 32 条 (基準の特例)

第 3 節 火の使用に関する制限等 (第 33 条—第 38 条)

第 33 条 (喫煙等)

第 34 条 (空家の管理)

第 35 条 (たき火)

第 36 条 (玩具用煙火)

第 37 条 (化学実験室等)

第 38 条 (作業中の防火管理)

第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (第 39 条)

第 39 条 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第 3 章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第 40 条—第 45 条)

第 40 条 (住宅用防災機器)

第 41 条 (住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)

第 42 条 (住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第 43 条 (設置の免除)

第 44 条 (基準の特例)

第 45 条 (住宅における火災の予防の推進)

第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 (第
46 条—第 61 条)

第 5 章 消防用設備等の技術上の基準の付加基準 (第 62 条—第 72 条)

第 62 条 (通則)

第 63 条 (消火器に関する基準)

第 64 条 (大型消火器に関する基準)

第 65 条 (屋内消火栓設備に関する基準)

第 66 条 (スプリンクラー設備に関する基準)

第 67 条 (水噴霧消火設備等に関する基準)

第 68 条 (自動火災報知設備に関する基準)

第 69 条 (避難器具に関する基準)

第 70 条 (誘導灯に関する基準)

第 71 条 (連結送水管に関する基準)

第 71 条の 2 (必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する
基準)

第 72 条 (基準の特例)

第 6 章 避難及び防火管理等 (第 73 条—第 83 条の 3)

第 73 条 (劇場等の屋内の客席)

第 74 条 (劇場等の屋外の客席)

第 75 条 (基準の特例)

第 76 条 (キャバレー等の避難通路)

第 77 条 (ディスコ等の避難管理)

第 77 条の 2 (カラオケボックス等の避難管理)

第 78 条 (百貨店等の避難通路等)

第 79 条 (避難経路図の掲出)

第 80 条 (劇場等の定員)

第 81 条 (避難施設の管理)

第 82 条 (防火設備の管理)

第 83 条 (準用)

第 83 条の 2 (指定催しの指定)

第 83 条の 3 (屋外催しに係る防火管理)

第 7 章 雑則 (第 84 条—第 92 条)

第 84 条 (防火対象物の使用開始の届出等)

第 85 条 (火を使用する設備等の設置の届出)

第 86 条 (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第 87 条 (指定洞道等の届出)

第 88 条（少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）

第 89 条（タンクの水張検査等）

第 90 条（消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の届出）

第 91 条（消防用設備等又は排気ダクト等に設ける消火装置の設計届出）

第 91 条の 2（消防法等に違反する防火対象物の公表）

第 92 条（委任）

第 8 章 罰則（第 93 条・第 94 条）

第 93 条（罰則）

第 94 条